

十二日に開かれたる

# 中央委員會の報告

日本労働  
總同盟中央委員

谷 日 善 太 郎（京都選出）  
野 倉 萬 治（神戸選出）

四月十二日、東京に於て開催されたる總同盟中央委員會の報告をなすに當り、何が故にその必要があるかを一應述べて置く必要がある。第一、我々二名の中央委員は、形式上單に京都神戸の選挙區を代表したものと見られ、今日の刷新運動の上からは實に二十有六組を代表するものと等しい立場にある。第二、中央委員中所謂幹部派は、其の多數を占めてゐるのみならず、其幹部派が提出したる一切の議題に對しては、實に無誠意であつた。つゞいて充分の考慮を拂ひながら、其事を特に諸君に知らせる必要も、第三、年度の中央委員及びそれと關聯し、今後此問題に關する諸種の流言が行はれておらうことを考慮し、第四、今回の中央委員會の決議に對しては、何等の反對をなしたる我々の立場を諸君に明かにするのため、即ち是に在る。

中央委員會中重要な最初の議題は、

## 關東地方評議會解散案に

對し、同評議會に再審議を要求した件である。評議會解散案は、去る三月廿七日の中央委員會で決定したのであるが、當時鈴木會長より評議會執行委員山本總三君に通告したる正式の解散申渡、及當選出選出の中央委員諸君の談話には、解散の理由は關東同盟會との合同を實現するために必要だから、と云ふことであつたので、更に評議會は、其の合同の具體的方策を中央委員會に求めたのである。然るに今回の中央委員會に至つて、原案提出者にして、評議會との合同の相手たる關東同盟會は單に形式上同一地方に同一聯合体の二つある事を不可として提出したものであつた。合同の爲めの手段ではないと明言した。現在關東地方評議會加盟の各組合は、昨年右關東同盟より不合理、不合法の除名手段を受け組合であつて、斯く同一地方に二つの聯合体を組織せしめるに至つたのは實に彼同盟會其ものである。然るに今に至つて斯る提案をなすに至つたのは、そして幹部派が之を承認したのは、明かに評議會の勢力を分散せしめ、以つて自派の野望を遂せん爲めの手段であつて、運動上斷り許さるべきでないものである。以上諸點より我々二人は、極力之に反對した事に云ふまでもない。次に問題となつたものは、我々

## 二十六組合連署の

總同盟刷新を目的とする臨時全國大會開催要求の件である。之に對して、何故に臨時大會開催が必要であるかと云ふ點に就いて我々の主張した要點は、(一) 大會三日目の議案の再審議、(二) 三月廿七日開かれたる全國大會第三日目に、私の除名問題の事件と議案は甚だしく不安の空氣を醸し、各代表員に各重要なる議案に對して慎重なる態度を取らざる可きことを警告した。例へば今次の規約の如きや具体的な内容を持つたものが通過したものであつて、決定議案が決して完全なるものではない。従つて之等を改めて審議する事は必要欠くべからざるものである。こゝで、(三) 中央委員の選挙區の改正、即ち、例へば年度の刷新運動の如きは實に二十六組合を包含する運動であるにも係らず、其の精神を代表する者が、中央委員中僅かに二名を算するに過ぎない様な選挙區の編成や、評議會、造船工務、名古屋、及び中國方面の如き大組合若しくは重要なる地域より一名の中央委員をも選出し得られぬこと云ふが如きは、明らかに改正するべきであること、(三) 大會前より今日に至るまで、我が總同盟の内部に甚だしき陰險なる空氣を醸し、爲に總同盟の一切の運動を擧げに阻害せしめて、に至つた當の責任幹部は、當然の責任、信任を問ふべきであること云ふ點より、(四) 評議會解散は、關東同盟の野望を遂げんとする不合理の手段であつて、幹部派のみより成立するが如き、重大な中央委員會では公平なる審議が不可能であつて、宜しく是を大會に問ふべきである。而してかかる重大なる諸問題は當然臨時大會を開催して、十分に討議せらるべきであることと主張したのである。是に對して幹部派は、以上四つの要點を悉く一蹴した。

## 殊に嗤ふべきは

臨時大會を開催し、問題を十分に討議すべきといふ主張を、而して、大會を偽亂せしめること、曲解して、總同盟を思ふならば宜しく避けるべきであると揚言したことである。而して斯くも眞摯なる我等の態度、甘余組合の熱誠なる要求も、遂に彼等のために蹂躪されて了つたのである。最後に特に重要な問題は、中央委員會は、幹部派によつて提出された『今日までの刷新派の行動は甚だしく不穩當であるが故に、是が調査をなす』といふ事を決議した事である。是に對して我等は、我等の刷新運動は、實に我が總同盟の將來、吾日本の労働運動發展のために最も必要事であつて、斷じて不穩當なるものではない。今日の中央委員會を見たいけれども、如何に我が總同盟が今日革新の急務に迫られてゐるかに判明される。若し我等の刷新運動を正確に調査したものでして、心ある運動者である限り、必ず正當にして必要なる運動であることを知るであらう。と主張して反對した。以上は

## 最も重要な諸議案

に對する我等の立場と態度、及び是に對する、彼等幹部派の態度の概要を報告した譯であつて、詳細に亘る點は近く『革新同盟の報告書』として發表される等であるが、要するに幹部派は、手盛り選挙區の甚だしき不公平によつて、中央委員中の多數を占めてゐるといふ事を利用して、我が總同盟の組合員總數の過半数に垂んとする多くの組合員の熱誠なる意志と希望とを『甚だしき不穩當なる行動』として一蹴し、蹂躪するに至つたのである。我等は諸君に對して今此の報告をなすと共に、總同盟の爲、吾日本の労働運動の爲に、今後一層その結束を固めし、努力せられんことを切望する次第である。以上

大正十四年四月十四日

殿